

# 主な財政指標について

神崎町総務課財政係

## 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。 歳入決算額 - 歳出決算額

## 実質収支

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。この額がマイナスになれば、赤字団体と称される。

形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源(≡ 繰越額 - 繰越事業に伴う未収入特定財源)

## 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度のみ

の収支を示す。  
当該年度実質収支 - 前年度実質収支

## 実質単年度収支

単年度収支に、実質的な黒字要素である財政調整基金積立額・地方債繰上償還額を加え、実質的な赤字要素である財政調整基金取崩額を控除した額。

単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩額

## 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

$$\left( \text{基準財政収入額} - \begin{array}{l} \text{地方譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \begin{array}{l} \text{地方譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方特例交付金} \end{array} + \begin{array}{l} \text{普通交付税額} \\ \text{臨時財政対策債発行可能額} \end{array}$$

## 実質収支比率

実質収支の標準財政規模に対する割合。大きければ良いというものではなく、通常 3~5%が適当とされている。

$$\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

## 經常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年度經常的に支出される経費(經常的経費)に充当された一般財源の額が、毎年度經常的に収入される一般財源(經常一般財源)の総額に占める割合。70%台が適正值とされる。

$$\frac{\text{經常経費充当一般財源}}{\text{經常一般財源総額}} \times 100$$

## 公債費負担比率

地方公共団体における公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の、一般財源総額に対する割合。

この比率が高いほど財政運営の硬直性が高まることとなり、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源（一時借入金利子・転貸債及び繰上償還額を含む）}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

## 実質赤字比率（※健全化判断比率）

普通会計（一般会計）の実質赤字額の、標準財政規模に対する割合。

$$\frac{\text{普通会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

## 連結実質赤字比率（※健全化判断比率）

特別会計（国民健康保険・介護保険・後期高齢者・水道）も含めた全会計の実質赤字額及び資金不足額の、標準財政規模に対する割合。

$$\frac{\text{全会計の実質赤字額・資金不足額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

## 実質公債費比率（※健全化判断比率）

公債費だけでなく、一部事務組合への負担金や他会計への繰出金のうち公債費の償還に充てたとみなされる額（準元利償還金）も含めた額の、標準財政規模に対する割合。ただし、分子と分母から交付税で手当てされた額等を除く。

過去3カ年の平均値で示され、18%以上になると、起債をする場合には県の許可を受けなければならない。（許可団体という。）

$$\frac{\text{元利償還金} + \text{準元利償還金} - \left( \begin{array}{l} \text{元利償還金または準元利償還金に充てられた特定財源} \\ \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \\ \text{事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費} \\ \text{基準財政需要額に算入された準元利償還金} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left( \begin{array}{l} \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \\ \text{事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費} \\ \text{基準財政需要額に算入された準元利償還金} \end{array} \right)} \times 100 \quad (3\text{年平均})$$

## 将来負担比率（※健全化判断比率）

将来にわたり負担すべき実質的な負債額の、標準財政規模に対する割合。

実質的な負債額は、地方債の残高と、他会計への繰出金、職員の退職金、一部事務組合の負担金などの将来負担見込額を合計し、そこから財政調整基金等の起債償還等に充当可能な基金や後年度の交付税で手当される見込額を差し引いた額としている。

$$\frac{\text{将来負担額} - \left( \begin{array}{l} \text{負債に充当可能な基金残高} \\ \text{特定財源の将来見込額} \\ \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額の将来見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left( \begin{array}{l} \text{災害復旧費等に係る基準財政需要額} \\ \text{事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費} \end{array} \right)} \times 100$$